

# 日本小児科学会雑誌 投稿規程

(2022年3月19日改訂、2022年4月1日から実施)

## 1. 投稿論文について

- 1-1. 日本小児科学会雑誌（以下本誌という）への投稿は、筆頭著者および Corresponding Author は日本小児科学会会員に限る。共著者は、[The International Committee of Medical Journal Editors](#) の最新版統一投稿規定に示される役割を担った者に限るが必ずしも学会員に限らない。
- 1-2. 論文の投稿は、本誌のみに発表するものであって、他雑誌（和文、外国語を問わず）に発表された論文、あるいは発表予定の論文の投稿ではないこと。  
他言語からの secondary publication も対象としない。
- 1-3. 人を対象とした研究は「ヘルシンキ宣言（以後の改訂を含む）」、国により策定された医学研究に関する最新の法令および指針に、また動物実験は「大学における動物実験の実施に関する基本的な考え方について（日本学術審議会）」およびこれらに準ずる指針の規定を遵守すること。特に人を対象とする研究においては、患者等の匿名性を十分守ったうえで、論文中に患者（あるいはその代諾者）からインフォームド・コンセントを得たこと、またはオプトアウトを行ったこと、所属施設・機関等の倫理委員会・治験審査委員会等の承認を得た旨を記載すること。所属施設・機関等の倫理委員会・治験審査委員会等において審査不要の判断となった場合は、審査不要の判断となった旨をカバーレターおよび本文中に明記する。症例報告においては、原則として本人（あるいはその代諾者）から同意を得たことを記載する。個人が特定される可能性が高いと考えられる記述、ゲノムデータ、写真・家系図、等の情報（いわゆる個人識別符号）がある場合、関わる部分の投稿予定原稿を提示した上で紙媒体および電子媒体で提供されることを含め患者（あるいはその代諾者）からの書面による同意が必須である。保険外診療や適応外使用に関しては別途必要に応じて所属施設・機関等の倫理委員会・治験審査委員会等の承認を得た旨を記載する。介入研究のみならず観察研究（後ろ向き研究含む）も所属施設・機関等の倫理委員会・治験審査委員会等の承認を必要とする。症例報告において何例からの検討が倫理委員会・治験審査委員会等の承認を必要とするかは所属施設・機関等の倫理委員会・治験審査委員会等の基準に準じ、審査不要の場合はカバーレターおよび本文内にその旨を記載する。
- 1-4. ランダム化比較試験の投稿は臨床試験が事前に公的機関に登録されたものに限り、投稿は CONSORT 声明に準じる。また登録番号を要旨に記載する。
- 1-5. 利益相反に関しては、日本小児科学会が定める「[利益相反に関する規則](#)」に則り、投稿時に有無について開示する。
- 1-6. 論文の採択は、編集委員会で決定する。採択に当たって、編集委員会は原則として2名以上に査読を依頼する。採用の決定が行われた日を受理日とする。受理日以降は内容の変更（著者名の変更なども含む）は一切認めない。変更が必要な場合は、新規投稿扱いとなる。
- 1-7. 査読により訂正稿となった場合は、3か月以内に再投稿すること。期限を過ぎた場合には新規投稿となる。
- 1-8. 掲載の順序は受理日の順とする。ただし、必要書類提出など掲載条件が完了されない場合は掲載が遅れることがある。
- 1-9. 採択された論文は紙媒体および電子媒体で掲載する。
- 1-10. 不受理論文の再投稿は原則として認めない。
- 1-11. 投稿にあたり編集協力費として10,000円を下記振替口座に振り込み、振込日、振込名義を投稿時に入力すること。（振込先郵便振替口座：00170-3-45386 加入者名：日児誌編集 ニジシハシヨリ）

## 2. 論文種別と領域について

- 2-1. 本誌の論文の種別は総説（依頼総説・原著総説）、原著（臨床・基礎研究）、症例報告、短報、論策とする。
- 2-2. 総説は、編集委員会からの依頼によるもの（依頼総説）と投稿によるもの（原著総説）とに分ける。ここで原著総説とは、過去に出版された論文をまとめることにより新しい概念を提案するもの、争点を整理し、今後の研究の方向性に示唆を与えるものとし、採否は査読を経て決定される。
- 2-3. 短報は速報性を重視した内容で、創意に富み可及的に掲載する必要がある論文とする。
- 2-4. 論策は、小児医療、小児医学教育、小児社会学などに関するものとし、アンケート（調査）などデータに基づき、著者の意見を述べた論文とする。
- 2-5. 投稿時に論文の領域を申告する。論文領域は下記の通りとなる。
- |                      |             |            |             |
|----------------------|-------------|------------|-------------|
| 1. 新生児               | 2. 循環器      | 3. 神経・筋    | 4. 精神・心身    |
| 5. 血液・腫瘍             | 6. 免疫・アレルギー | 7. 先天異常・遺伝 | 8. 腎・泌尿・生殖器 |
| 9. 内分泌・代謝            | 10. 感染症     | 11. 呼吸器    | 12. 消化器・栄養  |
| 13. リウマチ・膠原病         | 14. 保健      | 15. 救急     | 16. 医学教育    |
| 17. その他（思春期、外科、病理など） |             |            |             |
- 2-6. 論文の種別、領域は最終的に編集委員会で決定する。

## 3. 執筆要項について

電子投稿システムに適したファイル形式については「投稿要領」を参照のこと。

### 3-1. 原稿構成

- (1) 第1ページ目は表紙とし、表題、各々の著者の所属、著者全員の氏名、キーワード、Corresponding Authorの住所、所属、氏名、電話、FAX、e-mailアドレスを記載すること。
- (2) キーワードは5個以内とし、索引として役に立つものを選ぶこと。略語は使用しないこと。たとえば、VSDとせず、心室中隔欠損とすること。ただし略語を使用したほうが分かりやすいと編集委員会が認める場合は認められる。また、外国語を用いる場合は、適切な日本語がない場合に限る。
- (3) 第2ページ目以降は、以下の順に作成すること。
  1. 要旨、2. 本文、3. 利益相反、4. 著者役割、5. 文献、6. 図の説明、7. 図、8. 表、9. 英文抄録（表題、全著者、全著者所属、抄録）
- (4) 図、表は1点600字換算とする。
- (5) 英文抄録の表題、全著者、全著者所属は文字数に含まない。

### 3-2. 論文種別の文字数、文献数、図・表は以下の通りである。

論文の種別	文字数 (本文+図表)	要旨	文献	英文抄録	キーワード	組上がり 規定ページ数
原著総説	15,000字以内	600字以内	制限無し	250word以内	5個以内	8ページ以内
原著（臨床・基礎研究）	15,000字以内	600字以内	制限無し	250word以内	5個以内	8ページ以内
症例報告	9,000字以内	600字以内	15編以内	250word以内	5個以内	5ページ以内
短報	4,000字以内	300字以内	5編以内	150word以内	5個以内	2ページ以内
論策	11,000字以内	600字以内	10編以内	なし	5個以内	6ページ以内

- 3-3. 組上がりで規定ページ内の場合は無料とする。規定ページを超える場合は、1ページあたり15,000円の著者負担とする。

- 3-4. 著者の所属は、投稿時のものではなく、論文に関係する仕事をした時のものを記すこと。
- 3-5. 表題は簡潔に論文内容を反映したものとし、原則として40字以内として英数字は1/2文字として換算する。地名は掲載せず、一例報告の場合、「○○の一例」の表現は控える。副題は付けないこと。
- 3-6. 英文抄録は日本語抄録を忠実に反映させたものとして、英文抄録、その他の英語表現に関する部分について、英文校閲を受けた上で投稿すること。編集委員会で科学的知識を有するネイティブによる校閲が必要と判断した場合には、校閲を受けた証明書を添付すること。
- 3-7. 論文を分割し、第1報、第2報などとする場合、同一号に掲載する編数は2編以内とする。
- 3-8. 原稿は、以下の要領に従って作成すること。
- (1) 現代仮名遣い、常用漢字を用いること。
  - (2) 学術用語は原則として[日本医学会医学用語辞典](#)および[日本小児科学会小児科用語集](#)によること。外国語は極力避け、その使用は適当な日本語がない場合に限る。
  - (3) 表題には原則略語を用いないこと。ただし略語を使用したほうが分かりやすい場合は認められる。
  - (4) 本文中に略語を用いる場合は、一般に使われているものに限る。その場合、初出の際に省略しない語を記載し、括弧内に略語を示すこと。
  - (6) 原則として、外国人名は原語で、薬品名は一般名で記載すること。
  - (7) 英数字は半角文字を用いること。
- 3-9. 図・表については以下の要領に従うこと。
- (1) 表は、本文を参照しなくても表のみで内容がわかるように必要な情報を簡潔明瞭に示し、表題をつけること。表は最小限の縦横罫線で作成すること。
  - (2) 図の表題及び説明文は図本体には記載せず、原稿の参考文献の後に図の説明として明記すること。
  - (3) 図・表には各々につきアラビア数字で番号を付すこと（図1、表1など）。
  - (4) 図・写真は、そのまま縮小可能な形であること。従って、縮小されても情報が読み取れるものとする。
  - (5) 患者の顔写真および家系図を使用する際は、患者本人および患者の代諾者に使用する写真、家系図および遺伝子を提示して十分説明の上、文書で同意を得ること。本人が意思表示できない状態では、代諾者の同意のみとする。許可を得たことを写真の説明の中に明記する。被虐待児等の症例で同意が取れない場合には、倫理委員会等の承認を得て、その旨を写真の説明の中に明記する。患者の同定を不可能にする工夫をすること。
  - (6) 官公庁等から公表された数値を基に図・表を作製した場合は出典を明示する。
- 3-10. 数字、数量の単位等
- (1) 数字はアラビア数字を用い、整数は三桁ごとに「, (カンマ)」を記入し有効数字を考慮して記載すること。
  - (2) 数量の単位はkm、m、cm、mm、 $\mu\text{m}$ 、L、dL、mL、 $\mu\text{L}$ 、kg、g、mg、 $\mu\text{g}$ 、mEq/L、mg/dLなどを用いること。 $\text{mm}^3$ 、cmmなどは用いず、 $\mu\text{L}$ を用いること。
- 3-11. 著者全員の著者役割を、文献の前に例のように著者資格となる以下のすべてを記載する。利益相反の後に掲載される。
- 例（著者群）は研究の着想と企画、データの取得、分析、解析に実質的な貢献をし、論文の知的内容を執筆（改訂）し最終版を承認している。
- 3-12. 引用文献
- (1) 文献は投稿規定を超えないよう必要最小限にとどめること。学会抄録は引用文献としては認められない。
  - (2) 記載順序は引用順とし、本文中の引用箇所は、その右肩にアラビア数字を記入すること。

(3) 文献の書き方は、次の形式による。

- 1) 雑誌の場合：著者名．表題．雑誌名 発行年；巻：最初ページ-最終ページ。
- 2) 単行本の場合：著者名．書名．版数．発行社の所在地名：発行社，発行年。
- 3) 分担執筆による単行本の中の分担部分の引用の場合：著者名．分担執筆部分の表題．編集者名．書名．版数．発行社の所在地名：発行社、発行年：分担部分の最初ページ-最終ページ。
- 4) 雑誌名は、その雑誌指定の略名がある場合はそれを用い、ない場合は [Index Medicus](#) あるいは [医学中央雑誌](#) の収載誌略名を用いること。
- 5) 発行年は西暦を用いること。
- 6) ページは通巻ページを用いること。
- 7) 著者名は、3 名までは全員を記載する。4 名以上の場合は最初の 3 名を記載し、「，他」あるいは外国語文献の場合は「，et al」を付する。
- 8) Web ページの場合  
著者名（分かれば）．“Web ページの題名”．Web サイトの名称．入手先 URL，（参照日付）とし、数年間はデータを保存する。
- 9) 和訳された文献  
Bron EJ, Weistein MP, Dunne WM , et al. (松本哲也, 満田年宏訳) *Cunitech 血液培養検査ガイドライン*。
- 10) 実例
  - a) Beltramin AU, Hertzig ME. Sleep and bedtime behavior in preschool-aged children. *Pediatrics* 1983;71:153-158.
  - b) 鈴木義之．細胞生物学からみた遺伝性酵素欠損症の病態．日児誌 1984；88：405-408.
  - c) Cohen MM. *The child with multiple birth defects*. New York:Raven Press 1982.
  - d) 松永 英．日本における遺伝性疾患の頻度．日暮 眞編．*遺伝相談．小児科 Mook32*.東京:金原出版，1984:1-11.
  - e) Dorken B, Moller P, Pezzuto A, et al. CDw75. In:Knapp W, Dorken B, Gilks WR, et al, eds. *Lymphocyte typing IV:white cell differentiation antigens*. New York:Oxford University Press, 1989:109-110.
  - f) 日本小児科学会小児死亡登録・検証委員会．“子どもの死に関する我が国の情報収集システムの確立に向けた提言書”．公益社団法人日本小児科学会．  
<http://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php>，（参照 2014-1-27）

3-13. カバーレターは [The International Committee of Medical Journal Editors](#) の最新版統一投稿規定に示される内容に順じて記載する。

#### 4. 投稿について

論文の投稿は、電子投稿システム「[ScholarOne Manuscripts™](#)」で行う。投稿要領については別紙に従い投稿する。

#### 5. 掲載料とその他著者負担について

組上がりで規定ページ内の場合は無料とする。規定ページを超える場合は、1 ページあたり 15,000 円の著者負担とする。また、カラー印刷にかかわる代金、図のトレース代は著者負担とする。

#### 6. 著者校正と別冊・PDF データについて

6-1. 初校は著者に送付するので、期日までに返送すること。期日までに返送されない場合は掲載が遅

れることがある。初校校正以降の誤りは著者の責任となるので注意深く校正すること。

- 6-2. 校正では、字句の誤りのみを訂正すること。内容にかかわる変更は、著者の変更、キーワードの変更などを含め、一切認めない。
- 6-3. 校正の際、別刷単価（送料を含む）を通知するので、校正刷り返送の際に部数を指定すること。掲載料等有料費用に加えて、振込用紙により振り込むこと。PDF 作成希望の場合には実費を請求する。

## 7. 論文の著作権について

掲載論文の印刷、刊行、図表の引用および転載に関する許可の権限は日本小児科学会に帰属する。掲載論文の抄録部分（要旨を含む）のデータベースや抄録雑誌への二次的使用ないし転載、および当該論文の複写許諾権は日本小児科学会に委託されたものとする。

## 8. 地方会および分科会の講演内容抄録の掲載要領

- 8-1. 表題、演者名、所属のみの掲載、および一次抄録での掲載は行わない。
- 8-2. 抄録は、表題、演者名、所属を含めて1題 600字詰め1枚以内とする。追加討論、指定発言などは、300字以内とする。図表は掲載しない。
- 8-3. データを日本小児科学会雑誌編集委員会宛（[nichijishi@jpeds.or.jp](mailto:nichijishi@jpeds.or.jp)）に送付すること。
- 8-4. 掲載は、実費とする。

## 9. 「雑報」欄への投稿について

開催案内は編集委員会で採択し、無料で掲載する。以下の例によったデータを日本小児科学会雑誌編集委員会宛（[nichijishi@jpeds.or.jp](mailto:nichijishi@jpeds.or.jp)）に投稿すること。

（例）第100回日本小児科学会学術集会

会長：日本太郎（日本小児科大学）

会期：20\*\*年\*\*月\*\*日（\*）～\*\*日（\*）

会場：日本小児科学会

〒112-0004 東京都文京区後楽 1—1—5 水道橋外堀通ビル 4 階

電話：\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

学会メインテーマ:小児医学・医療の進歩と社会への調和をめざして

演題応募締め切り:20\*\*年\*\*月\*\*日

学会ホームページ:<https://www.jpeds.or.jp/> 詳しい情報はホームページをご覧ください。

学会事務局:第100回日本小児科学会学術集会事務局

〒112-0004 東京都文京区後楽 1—1—5 水道橋外堀通ビル 4 階 日本小児科学会

TEL : \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\* FAX : \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\* E-mail : \*\*\*\*@\*\*\*\*.\*\*\*\*

## 10. 「編集委員会への手紙」欄への投稿について

- 10-1. 編集委員会への手紙は、掲載論文の内容に関する意見、質問とし、原則として該当論文の著者からのそれに対する返答と共に掲載する。掲載の採否は編集委員会で決定する。
- 10-2. 投稿論文の内容に関する質問・意見は900字以内、文献は3編以内までとする。回答は1,200字以内（文献を含む）とし、図、表は掲載できない。
- 10-3. 掲載は原則として1回限りとする。掲載の採否は編集委員会が決定する。掲載に関する費用はかからない。
- 10-4. 日本小児科学会雑誌編集委員会宛（[nichijishi@jpeds.or.jp](mailto:nichijishi@jpeds.or.jp)）に投稿すること。

## 付則

本規程は平成 25 年 1 月 29 日改訂、平成 25 年 3 月 1 日から適用する。この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

- 2 この規程は平成 26 年 2 月 16 日改訂、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。
- 3 この規程は平成 27 年 2 月 22 日改訂、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。
- 4 この規程は平成 27 年 9 月 13 日改訂、平成 27 年 11 月 1 日から適用する。
- 5 この規程は平成 29 年 11 月 26 日改訂、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。
- 6 この規程は平成 30 年 11 月 25 日改訂、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。
- 7 この規程は令和元年 11 月 24 日改訂、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。
- 8 この規程は令和 4 年 3 月 19 日改訂、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

## 投稿要領

1. 論文の投稿は、電子投稿システム「[ScholarOne Manuscripts™](https://mc.manuscriptcentral.com/jjps)」で行う。論文は、本文、図、表、英文抄録についてそれぞれファイルを作成し、投稿 Web サイトからアップロードする。必ず投稿前にファイル内の文字化け、画像の鮮明度などを確認する。実際の投稿の仕方は、学会 Web サイトおよび投稿 Web サイト上の投稿マニュアルに記載してあるので参照のこと。投稿 Web サイト：<https://mc.manuscriptcentral.com/jjps>（[日本小児科学会 Web サイト内リンク](#)から移動可）
2. 原稿は文章作成ソフトを使用し、A4 判縦用紙に横書き（原則として 12pt で double space）とし、行番号を付ける。行番号はページごとに振り直す。タイトルページに文字数（本文+図表、スペースを含めない）を記すこと。標準的なフォント（MS 明朝、MS ゴシックなど）を用いた Microsoft 社の Word での作成を推奨する。
3. 図は PPT (X)、JPG、TIFF および GIF フォーマットなどのオリジナルファイルをアップロードする。印刷原稿の解像度として、300dpi を必要とする。トレースを必要とする場合およびカラーで掲載を希望する場合はその旨を明記する。
4. 表は標準的なフォント（MS 明朝、MS ゴシックなど）を用いた Microsoft 社の Excel での作成を推奨する。また、表ごとに別ファイルとし、表題をつける。
5. アップロードファイルは、下記に例示（拡張子を含む）したように半角英数字を用いてファイル名を付ける。

例) 論文原稿 : MainDocument. docx

図 : Fig1. jpg Fig2. jpg Fig3. jpg

表 : Table1. xls Table2. xls Table3. xls

6. アップロードするファイルサイズは、すべてのファイルの合計で 20MB までとする。
7. 投稿に際し、著者は 2 名の査読者を申し出ることができる。また査読を希望しない査読者について申し出ることが可能である。ただし、実際の査読者が希望通りになるとは限らない。

## 統計に関する注意事項

1. 統計は研究立案段階で医療統計に精通している者とできる限り相談し適切な統計手法を選択する。
2. 項目毎に、用いた分析方法ならびに平均、標準偏差、95%信頼区間などを明記する。
3. 回帰分析をした場合、独立変数、従属変数などを明記し、その結果の解釈を明記する。

## Secondary publication について

1. 日本小児科学会雑誌に受理された論文を英語で他雑誌に投稿する場合、著者は日本小児科学会雑誌編集委員会に他雑誌へ投稿予定の論文を提出の上許可を得ること。
2. 英語で書かれた論文は日本語論文のデータ並びに解釈を忠実に反映したものでなければならない。
3. 英文化された論文のタイトルは日本語論文の secondary publication であることがわかるようタイトルの冒頭に complete republication を記載する。
4. 英文化された論文の title page の footnote に、既に掲載された日本語論文の英文化であることを記載する。たとえば、This article is based on a study first in the Journal of the Japan Pediatric Society in Japanese, with full reference. という footnote を掲載する。
5. 著者群は同一でなければならない。筆頭著者が同一で無い場合は日本小児科学会雑誌に掲載された論文の筆頭著者の承諾書を提出する。
6. 論文を業績として数える場合は日本小児科学会雑誌に掲載されたものを原著とし、secondary publication は総説として扱い原著論文の 2 重計上はしない。